

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年4月25日

京都市長 梶本 頼 兼

京都市規則第2号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第13条生活福祉部の款地域福祉課の項第16号中「及び市営葬儀事務所」を削る。

附 則

この規則は、平成17年4月26日から施行する。

(総務局総務部文書課)